

「」 ～ひとり親家庭の自立をサポートする～

「■ YELLながさき メールマガジン Vol.162 2022.2.15 配信

「-----

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま  
及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/ I N D E X \_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/

- ・ 特 集…… 緊急小口資金の申請期間の延長
- ・ 支 援 情 報…… 令和3年度就業支援  
島原地域メイクアップセミナー延期のお知らせ  
受講者募集
- ・ 3月 の 予 定…… YELLながさき定期法律相談
- ・ 編 集 後 記…… 「一人じゃないよ」は魔法の言葉

■ 特 集-----

#### ◆ 緊急小口資金の申請期間の延長

緊急小口資金の申請期間が令和4年3月末日まで延長となっています。

#### ○ 緊急小口資金（生活福祉資金の特例貸付）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用をお貸しします。

#### <対象者>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業状

態になくても、対象となります。

<貸付上限額>

20万円以内

※従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とします。

- ・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- ・世帯員に要介護者がいるとき。
- ・世帯員が4人以上いるとき。
- ・世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
- ・上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要なとき。

<措置期間> 1年以内

ただし、令和4年12月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年12月末日まで措置期間を延長します。

<償還期間> 2年以内

今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮します。

<貸付利子・保証人>

無利子・不要

<申請・お問合わせ先> お住まいの市町村社会福祉協議会

※市町村社会福祉協議会では、窓口での感染防止の観点から、郵送でのやり取りを原則にしている場合がありますので、まずは、市町村社会福祉協議会のホームページをご覧ください。かお電話により、取扱をご確認ください。

長崎県内社会福祉協議会一覧

[http://www.nagasaki-pref-shakyo.jp/search\\_shakyo/sha\\_list.php](http://www.nagasaki-pref-shakyo.jp/search_shakyo/sha_list.php)

■ 支 援 情 報 -----

◆ 令和 3 年度 就業 支援

島原地域メイクアップセミナー延期のお知らせ  
受講者募集

履歴書に貼る写真や面接時のメイクに悩んだことはありませんか？  
メイクは身だしなみの大切な一部です。あなたらしさを引き立て第一印象を変えてみませんか？メイクのプロがアドバイスと実践をサポートさせていただきます。

メイクに興味のある方、これから就業活動される方、転職を考えておられる方お気軽にご参加ください。

また、託児もご用意しております。

※お肌に不安がある方は、日頃使われている化粧道具をご持参ください。

【対象者】雲仙市、島原市、南島原市にお住まいの母子、寡婦の方（母子家庭の子どもさんも対象です）

【日 時】3月6日（日曜日） 10:00～12:00

【会 場】愛野町文化会館（愛の夢未来センター）研修室  
雲仙市愛野町乙 526 番地

【お問合せ先】

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（エールながさき）

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 M2 階

TEL：095-813-0800 FAX：095-848-1112

<10:00～18:00 担当：西村 >

■ 3 月 の 予 定 -----

◆ 「YELL ながさき定期法律相談」

3月16日（水）13:00～16:00 《事前予約受付中》

鷺見 賢一 弁護士

弁護士法人 ALAW&GOODLOOP 長崎オフィスホームページ

<http://agl-law.jp/aboutus/office/nagasaki-office/>

※日程等合わない場合はご相談ください。

※来所しての相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。まずはお問合せください。

■ 編集後記 -----

◆ 「一人じゃないよ」は魔法の言葉

新型コロナウイルス感染拡大が止まらない中、トンガ海底火山噴火による津波被害、地震災害と心配なニュースがあふれています。先が見えない不安は、大人にも子ども達にも重くのしかかっています。不安な気持ちをうまく表現できない子どもも多いのではないのでしょうか。不安を感じているなと思ったら「怖くないよ」と否定するのではなく、「怖いよね～。一緒にいるから大丈夫だよ。一人じゃないからね。」と受け止めてあげてください。子供は自分の気持ちを受け止めてもらうと安心して困難を乗り越える勇気が湧いてきます。「一人じゃないよ」は魔法の言葉です。ささやかな日々の中で、子どもが安心できる言葉です。